

## 第67回農地総会議事録

開催日時	令和5年1月10日（火） 午後3時00分から	
開催場所	高知市たかじょう庁舎6階 大会議室	
出席委員	池澤 誠・植田 俊博・加藤 孝幸・中島 義幸・久保田 彦昭・森田 浩明 大野 哲・中島 正根・前田 真作・上田 博・久保 壽美男・川澤 一博 西本 統洋・廣井 千里・竹内 佳代・中村 富貴・矢野 強 以上17名	
欠席委員	大崎 恭寿・山本 和正 以上2名	
事務局出席者	近森事務局長・永野次長・竹内係長・谷川主任・川澤主任	以上5名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 第5号議案 農地台帳に登録されている賃借権の消去について(小作地台帳の閉鎖) 議案外(報告) ①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤非農地証明願の件 ⑥農地法施行規則第29条第1号の規定による転用であることの証明の件 ⑦農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件 ⑧農業経営基盤強化促進法の申請取下・取消・訂正処理の件	
備考 [添付書類]	<input type="checkbox"/> 第67回農地総会議事録 <input type="checkbox"/> 現地案内図 <input type="checkbox"/> 転用許可申請等の結果について（報告） <input type="checkbox"/> 令和4年度 今後のスケジュール（予定）	

開 議 長	会 長	(上田博が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時00分)) 明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひします。 それでは、第67回農地総会を開会いたします。
委員出欠状況報告	議 長	欠席委員の報告を行います。欠席委員は、大崎委員、山本委員の2名の委員より欠席の報告が来ております。委員総数19名中、出席委員数17名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名	議 長	総会会議規則第23条第2号におきまして、総会議事録には、議長及び総会において定めた2名以上の委員が署名することと定められております。署名委員の選任につきましては、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
	委 員	(異議なし)
	議 長	ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。署名委員は加藤孝幸委員と久保壽美男委員の2名にお願いいたします。
議 事	事 務 局 長	それでは只今から、議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
谷川主任		議案書は2ページをご覧ください。  今日は継続審議の案件を含めて全体で13件の申請が出されております。各案件の説明に移ります。  議案書は3ページをご覧ください。  案件1と案件2は譲受人が同一の関連案件となっているため、まとめてご説明いたします。  また、両案件ともに前回の第66回農地総会でご審議いただきましたが、案件1については現地に設置されているコンテナについて農地性が認められるかについて再度事前審査会でご審議いただくこととなつたため、また、案件2については、申請地の草刈りが完了していなかつたことから、保留となつた案件です。  案件1は、福井町、田、142m <sup>2</sup> 外7筆、合計3,125m <sup>2</sup> を譲受人が経営する法人から譲受人個人へ、引き続き耕作することから耕作便利のため売買により、案件2は、横内、登記地目山林、現況畠、670m <sup>2</sup> 外1筆、合計822m <sup>2</sup> を、親子間のいわゆる生前贈与のため、それぞれ所有権を移転するという申請です。  現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクが案件1の申請地、黄色が案件2の申請

地です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在、自己所有地と同居している父が所有している農地を全て耕作しており、申請地では水稻と果樹・野菜を栽培する予定とのことです。

農機具についての所有はないとのことです。

譲受人は農業の経験があり、父母とともに農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、申請地はこれまで学校農園として、水稻、野菜、果樹の栽培を行っており、今後も水稻、野菜、果樹の栽培を行うため、特に影響はないと考えることです。

なお、譲受人の現在の経営面積は 2,853 m<sup>2</sup>ですが、両案件が許可になれば、合計 5,978 m<sup>2</sup>となり、下限面積要件を満たすこととなります。

案件 1 についての現地調査結果は、本日お配りしております現地写真の 1 枚目と 2 枚目のとおりで、入口付近にコンテナが 5 個あり、その部分の農地性について申請者に確認したところ、学校農園として利用していたため、生徒が使う農機具を保管しているとのことでした。申請地の農地性について、地元の農地利用最適化推進委員に確認したところ、農地性の判断については、自分一人だけでは判断がつかねるため、事前審査会で他の委員とも協議のうえで判断し、事前審査会での決定に従うとのご回答でした。

案件 2 については 3 枚目の写真の通りで、12 月 25 日時点で、代理人より草刈が完了したとの報告がありました。

続きまして、案件 3 は、鏡小浜、登記地目田、現況畑、1,422 m<sup>2</sup>のうち 445.15 m<sup>2</sup>を譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転する申請です。

現地案内図は No.2 をご覧ください。赤線で囲んだ箇所が申請地の筆の形状で、ピンクが申請地です。申請地残地については、第 3 号議案の案件 1 の申請地となっております。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作又は保全管理しており、申請地では野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、耕耘機を 1 台所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い當農し、これまでと同様の耕作を行うため、特に影響がないと考えることで

す。

続きまして、案件4と案件5は、譲受人が同一の関連案件となっているため、合わせてご説明いたします。

議案書は4ページに跨ります案件4は仁井田、畠、 $2,352\text{ m}^2$ 、案件5は同じく仁井田、畠、 $3,228\text{ m}^2$ を譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクが案件4の申請地、緑が案件5の申請地となります。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は高知市と土佐市に所有している農地を全て耕作又は保全管理しているとのことです。土佐市の農地について耕作状況を照会したところ、耕作不利地を除いて全て耕作又は保全管理されているとの回答を得ております。

申請地ではドクダミを栽培する予定で、将来的には上部に営農型太陽光発電施設の設置を計画しているとのことです。

農機具については、トラクターなど10台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しているほか、農業従事者1名を雇用しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、ドクダミは雑草が繁茂するのを抑えるほど繁殖力が強く、基本的に農薬を必要としませんが、使用する場合は地域の防除基準に従うこととし、また、ドクダミ自体の隣地への伸張は、柵板などを設置して防ぐため、影響は少ないと考えることです。

なお、ドクダミの栽培については、徳島県に本拠地を置く「あたらしや」という会社の子会社である「あたらしやアグリバイオ」という会社がノウハウを持っており、ドクダミを使った健康食品等の開発・販売も行っており、ドクダミの買取りもしてくれるとのことです。

続きまして、案件6は、仁井田、畠、 $739\text{ m}^2$ 外1筆、合計 $982\text{ m}^2$ を、高知地方裁判所が行った競売で譲受人が落札したため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在所有している農地をすべて耕作又は保全管理しており、申請地ではイクリを栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど計3台を保有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しているため取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えることです。

続きまして案件7は、布師田、登記地目田、現況畠、35m<sup>2</sup>外3筆、合計676m<sup>2</sup>を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

なお、議案書に記載のありますとおり、譲渡人の内1名は亡くなっています、相続未登記での申請となっております。なお、法定相続人の確認できる資料として、相続戸籍一式が添付されており、相続人全員での申請となっていることを事務局にて確認しております。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作又は保全管理しており、申請地では土を入れ替えて野菜を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクター等計5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農業に常時従事しているほか、両親と祖母も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、取得する土地の周囲は水稻作地帯であり、野菜の栽培を行うにあたり、特に影響がないと考えることです。

なお、事前審査会の時に申請地が荒れているとのご指摘がありました。これを受け、申請者に草刈り等を実施するよう指導しておりましたところ、申請者より1月9日に草刈りを実施したとの報告がありました。お手元の資料4枚目をご覧ください。本日撮影した申請地の現地写真です。なお、担当区域の農地利用最適化推進委員の意見は問題ないとのことです。

続きまして、議案書は5ページに跨ります案件8は、春野町弘岡中、登記地目田、現況畠、1,253m<sup>2</sup>外3筆、合計5,035m<sup>2</sup>を、元々譲受人が賃借権を設定していた土地を売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクが申請地です。

議案書の申請事由欄に「混同」とあるのは、申請地に対して既に貸借権等を有している譲受人が、申請地の所有権を取得すると貸借権者と所有権者が同一となり、貸借権等が消滅して所有権だけが残ることを言います。

別添資料によりますと、譲受人は現在所有及び借り入れている農地を全て耕作又は保全管理しており、申請地では引き続きナスを栽培していくとのことです。

農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに農業に常時従事しているため、取得後も効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えることです。

続きまして、案件9は、春野町西分、畠、 $611\text{ m}^2$ 外3筆、合計 $6,171\text{ m}^2$ を、親子間のいわゆる生前贈与のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7と7-2をご覧ください。ピンクが申請地です。

議案書の申請事由欄にある「混同」とは、先ほど説明した内容と同じです。

別添資料によりますと、譲受人は現在所有及び借入れている農地を全て耕作又は保全管理しており、申請地では引き続きショウガを栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど10台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻、長男とともに農業に常時従事しているため、取得後も効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲と同様の耕作を計画しているため、特に影響がないと考えることです。

続きまして、案件10は、春野町西分、田、 $1,089\text{ m}^2$ を、譲受人の経営農地に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が経営農地です。

別添資料によりますと、譲受人は現在所有及び借入れている農地を全て耕作又は保全管理しており、申請地ではピーマンを栽培する予定とのことです。

農機具については、管理機1台を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに農業に従事しているため、取得後も効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬などの使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えることです。

譲受人の現在の経営面積は $3,841\text{ m}^2$ ですが、当該案件が許可になれば、合計 $4,930\text{ m}^2$ となり、下限面積要件を満たすこととなります。

また、申請地は他の方と賃貸借権を設定していたため、本申請と同時に農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出が提出されております。合意解約につきましては、議案外報告の時にご説明します。

続きまして、案件11と議案書6ページの案件12は、譲渡人が同一の関連案件となっておりませんので、まとめてご説明いたします。

両案件とも、令和4年9月7日に開催された第63回農地総会にて、第3条許可申請の審議をしていただき、申請地の農地性が認められるよう、適正に管理することを指摘されておりましたが、周辺農地からの要望により草刈の時期が限られたため、一

且取下げとなっていた案件で、草刈ができるようになったことから再申請となつたものです。

案件 11 は、春野町東諸木、田、 $1,370\text{ m}^2$ 外 3 筆、合計  $4,364\text{ m}^2$ を、案件 12 は、春野町東諸木、登記地目田、現況畑、 $1,251\text{ m}^2$ を、それぞれ譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

議案書の備考欄にあります譲渡人である相続財産管理人については、裁判所からの審判書にて、選任されていることを確認しております。

それでは案件 11 の申請内容についてご説明します。

現地案内図はNo.9 をご覧ください。ピンクが申請地です。

別添資料によりますと、譲受人は現在借り入れている農地を全て耕作又は保全管理しており、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど 7 台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに農業に常時従事しているため、取得後も効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲と同様の耕作を計画しているため、特に影響がないと考えることです。

続きまして、案件 12 の申請内容についてご説明します。

現地案内図はNo.10 をご覧ください。ピンクが申請地です。

別添資料によりますと、譲受人は現在借り入れている農地を全て耕作又は保全管理しており、申請地では白菜・レタスを栽培する予定とのことです。

農機具については、軽四バン 1 台を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、父とともに農業に常時従事しているため、取得後も効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲と同様の耕作を計画しているため、特に影響がないと考えることです。

譲受人の現在の経営面積は  $3,655\text{ m}^2$ ですが、当該案件が許可になれば、合計  $4,906\text{ m}^2$ となり、下限面積要件を満たすこととなります。

なお、事前審査会で申請地の草刈は完了している旨、担当区域の農地利用最適化推進委員からご報告いただいております。

続きまして、案件 13 は、春野町森山、田、 $1,044\text{ m}^2$ を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.11 をご覧ください。ピンクが申請地です。

別添資料によりますと、譲受人は現在所有している農地を全て耕作又は保全管理し

	<p>ているとのことです。また、高知市以外にいの町にも経営農地があることから、耕作状況について照会したところ、耕作不利地を除いて全て耕作しているとの回答がありました。</p> <p>今回の申請地では白菜・レタスを栽培する予定とのことです。</p> <p>農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農業の経験があり、妻とともに農業に従事しているため、取得後も効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、農薬などの使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えることです。</p> <p>以上、案件1と案件2、案件7については、申請地の農地性が認められる状態になれば、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>その他の案件については、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の池澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
池澤委員	<p>案件1、案件2については、担当地区の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、案件2の土地の草刈りが完了しており、案件1の申請地についても、協議の結果、農地性を認めました。また、案件3については特に問題はないため、3件とも許可相当と判断しました。</p>
議長	<p>はい。続いて、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>案件4から案件6については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>はい。続いて、第三事前審査会の竹内委員から報告をお願いいたします。</p>
竹内委員	<p>案件7については、担当区域の農地利用最適化推進委員から、現地が荒れているという報告があり、現地の草刈りが完了すれば許可相当と認めました。事務局からの報告のとおり、草刈りが完了したとのことで、許可相当と判断します。</p>
議長	<p>はい。続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>案件8から案件13については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の報告を踏</p>

	まえて審議し、許可相当であると認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見や、ご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(質問なし)
議長	他にご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。
委員	全ての案件につきまして許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
議長	(異議なし)
	そのように決定いたします。
	続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の件です。事務局より説明をお願いします。
谷川主任	議案書は8ページをご覧ください。
	今日は全体で1件の申請が出されております。案件の説明に移ります。
	議案書は9ページをご覧下さい。
	案件1は、土佐山梶谷、畠、641m <sup>2</sup> のうち33m <sup>2</sup> を個人墓地に転用するという内容の申請となっております。
	現地案内図は、No.12をご覧ください。赤線が筆の形状を示しており、ピンクが申請地です。
	農地の区分につきましては、令和4年12月10日付けで農業振興地域の農用地区域から除外されており、甲種、1種、3種、いずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断しております。
	申請の内容についてご説明します。お手元の資料のうち、①と書いてある資料をご覧ください。
	事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由としては、自宅から近く、申請地の近隣に申請者が管理している墓地があり、一括して管理できるため選定したことです。
	資料2枚目の土地利用計画図をご覧ください。納骨堂を1基建立し、残地は碎石敷きとする計画です。
	造成計画につきましては、切土、盛土は行わず、現状のまま利用する計画です。
	進入路につきましては、県道南国いの線から申請地東側に隣接する赤線里道を通って進入する計画となっております。
	排水計画につきましては、発生する排水は雨水のみで自然浸透により処理する計画となっております。
	申請地周囲の状況についてご説明します。申請地北側と南側は申請地残地を挟んで

	<p>墓地、西側は申請地残地を挟んで山林、東側は赤線里道を挟んで田となっております。</p> <p>被害防除計画の対象は申請地東側の田となります、農地所有者からの同意書が添付されているため、周辺農地へ悪影響を及ぼすおそれはないものと考えます。</p> <p>他法令についてご説明します。墓地埋葬法関係については、環境保全課に墓地経営許可の申請準備中とのことです。なお、事務局が環境保全課に確認したところ、許可の見込みはあるとのことです。</p> <p>資金証明書類につきましては、金融機関の通帳の写しが添付されており、本件転用に必要な資金を貯えることを確認しております。</p> <p>土木委員の意見については、特に問題ない旨の意見書が添付されております。</p> <p>その他の添付書類としましては、本件申請地に抵当権が設定されていることについて申立書が添付されており、問題が生じた際は自己の責任において対処することです。</p> <p>以上で、第2号議案の説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三事前審査会です。第三事前審査会の竹内委員から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
委員	(質問なし)
議長	他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員	案件1については、「許可相当」との意見を付して申請書を県知事に送付することとしますが、ご異議ありませんか。
議長	(異議なし)
谷川主任	そのように決定いたします。
	続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件です。事務局より説明をお願いします。
	議案書は11ページをご覧ください。
	今月は全体で4件の申請が出されております。各案件の説明に移ります。
	議案書は12ページをご覧下さい。
	案件1は、鏡小浜、畑、13m <sup>2</sup> のうち11.54m <sup>2</sup> 外1筆、合計1,435m <sup>2</sup> のうち961.01m <sup>2</sup> を建築条件付き宅地に転用するという内容の申請となっております。
	現地案内図はNo.13をご覧ください。赤線で囲んだ箇所が対象地の筆の形状で、ピン

クが申請地です。

農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、甲種、1種、3種、いずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しております。

建築条件付き売買予定地に係る農地転用について、高知市では初めての申請となりますので、制度等についてご説明いたします。

従来、宅地造成のみを目的とした転用許可申請は、投機目的の土地売買を招く恐れがあるため、原則として認められておりませんでしたが、平成30年度に、取り扱いが定められ、一定の要件を満たせば、宅地造成後に実際に住宅を建築することが確実であるものとして、例外的に許可できることとなりました。

本日、机上配布しております、右肩に赤で参考資料と記してある資料をご覧ください。2枚目以降が、その取り扱いを定めた要領となっており、2枚目にあります3番に、3つの要件が掲載されております。

要件としては、「宅地造成後に、すでに住宅を建築する買い手が決まっている区画については、転用許可後、おおむね3ヶ月以内に、特定の建設業者に建築請負契約を締結すること」「3ヶ月以内に建築請負契約が締結されない場合には、当該の買い手との売買契約が解除されること」「もし土地が売れ残った場合は、宅地造成をする事業者が自ら住宅を建築し、建売住宅として販売を行うこと」となっております。その他、制度の詳細については、お手元の資料をご確認ください。

それでは、申請内容についてご説明しますので、本日お配りしました②と書かれた資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、譲受人の法人は、不動産事業を行う法人であり、不動産の売買、仲介、管理を主な事業としており、今回の申請地を選んだ理由として、近年の自然に囲まれた環境のなかで子育てができる地域に家を建てたいという需要の高まりがあり、鏡地域での住宅建築を希望する方が多くみられることから、申請地を選んだとのことです。

資料4枚目の土地利用計画図をご覧ください。オレンジが通路部分、黄色が宅地部分、緑の線が宅地の区割りで、宅地4区画分と通路として利用する計画です。

次に造成計画については、最大で1.9mの盛土を行う計画です。整地計画については、宅地部分については整地のみで、区画の境界部分に高さ30cmから56cmの境界壁を設ける計画です。通路部分については、アスファルト舗装を行う計画です。

進入路については、申請地西側の県道から敷地内に新設する通路を介して進入する計画です。排水計画については、生活排水は、住宅建築の際には浄化槽を設置し、敷地内の水路等を通じて西側県道側溝及び北側水路に排水する計画です。雨水について

は、自然浸透及び敷地内の水路等を通じて西側県道側溝及び北側水路に排水する計画です。排水管の設置については、高知市管財課と工事の承認について協議中であるとのことです。排水計画図についても提出を依頼中です。

申請地周辺の状況は、東側は宅地及び譲渡人所有の農地、西側は県道、南側は宅地及び譲渡人所有の農地、北側は宅地と県道及び譲渡人所有の農地であり、周辺農地については、すべて譲渡人の所有となっており、被害を及ぼす恐れはないものと考えます。

添付書類については、法人定款の写しが添付されており、資金証明書類については、譲渡人が譲受人の法人に対して宅地造成に係る費用の一部を貸し付ける旨を記載した申立書が添付されており、譲渡人の通帳の写しが添付されております。自己資金についての資料については、現在提出を依頼中です。

土木委員の意見については、特に意見はないことを事務局にて確認しております。

申請内容については以上です。

本案件の審議にあたり、重要となるのが転用の確実性と思われます。

通常の住宅建築の申請とは別に、本件転用の確実性を確認できる添付書類として、転用事業者、即ち本件譲受人と土地購入者との売買契約書、転用事業者が指定する建築業者と土地購入者との建築請負契約書の内容が確認できる契約書の素案が必要になりますが、未提出であり、代理人に提出依頼中です。

その他、申請地に建てる標準的な建物の位置及び面積を示す図面、事業に必要な資金を賄えることが確認できる資金証明書類等が必要となります。本件の場合、宅地4区画分の建築費用も含まれますが、先程ご説明しましたとおり、現段階の申請では土地の造成費用しか提出されておらず、代理人に提出依頼中です。

案件1については以上です。

案件2は、大津乙、田、468 m<sup>2</sup>外2筆、合計2,464 m<sup>2</sup>を、賃借人が経営している病院の駐車場を拡張するため、賃貸借権を設定するという内容の申請です。

現地案内図はNo.14をご覧ください。ピンクが申請地、緑が一体利用地となる賃借人が経営する病院の駐車場です。

農地の区分につきましては、令和4年12月10日付けで農用地区域から除外されており、街区に占める宅地の割合が40%を超える農地であるため、第3種農地と判断しております。

それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料の内、③と書かれているものをご覧ください。

事業計画書によりますと、申請地が必要な理由としましては、以前はバスの乗り合

いで来院していた患者がコロナ禍の影響により自家用車で来院するようになり、既存の駐車場では不足するようになってきたとのことです。申請地を選んだ理由としましては、既存駐車場の隣地であることから選定したとのことです。

続きまして、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

転用計画としましては、普通駐車場 96 台分に転用する計画です。

進入路については、申請地東側に隣接する高知市道大津 13 号線及び西側に隣接する病院の敷地から進入する計画となっております。

資料 3 枚目の造成計画断面図をご覧ください。造成計画については、既存駐車場と同じ高さになるように 126 cm 程度の盛り土を行う計画で、全面アスファルト舗装とする計画です。

資料 4 枚目の排水計画図をご覧ください。排水計画については、発生する排水は雨水のみで、中央から東西へ緩やかな傾斜を設け、敷地東側は市道側溝へ、西側は新設する敷地内集水枠から病院敷地内の側溝へ排水する計画となっており、排水同意書が添付されております。

申請地周辺の状況については、申請地東側は市道を挟んで田、南側は宅地及び雑種地、北側と西側は賃借人が経営する病院の敷地となっております。被害防除計画の対象は東側の田となります。農地所有者の同意書が添付されており、周囲に悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

続きまして、その他の添付書類についてご説明します。

資金証明書類については、譲受人名義の金融機関の残高証明書が添付されており、本件転用に必要な資金を貰えることを確認しております。

申請地は土地改良区域内にありますので、改良区の意見書が添付されており、特に意見はないとのことです。

法人関係書類につきまして、法人登記及び定款が提出されております。

土木委員の意見については、申請地の周囲には赤線・青線は隣接していないので聞き取り不要である旨を担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。

以上で案件 2 の説明を終わります。

続きまして、案件 3 と案件 4 は、貸人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

春野町弘岡中、登記地目宅地、現況畠、793.38 m<sup>2</sup> の内 267.69 m<sup>2</sup> を、分家住宅に転用するため、各案件の借人 2 名が持分 2 分の 1 ずつ使用貸借するという内容の申請となっております。なお、案件 3 と 4 の借人は夫婦であり、案件 4 の借人は貸人の娘に当たります。

	<p>現地案内図は、No.15をご覧ください。赤枠が土地の形状、ピンクが申請地となります。</p> <p>農地の区分については、農振農用地区域の指定を受けておらず、街区の面積に占める宅地の面積割合が40%を超えていたため、第3種農地と判断しております。</p> <p>それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしております④と書かれた資料をご覧ください。</p> <p>事業計画書によりますと、借人夫婦は現在5人家族で賃貸住宅に居住しておりますが、手狭になってきたため自己住宅の建築を考え、家族間の相互扶助と両親の老後の介護を考慮し、実家の隣地を申請地に選んだとのことです。</p> <p>資料2枚目の土地利用・排水計画図をご覧ください。</p> <p>転用計画としては、建築面積58.79m<sup>2</sup>の木造2階建住宅1棟、駐車場4台分、バーベキュースペースなどに転用する計画となっております。</p> <p>申請地は地盤改良を行い、造成計画は碎石による整地のみとしております。</p> <p>進入路については、西側に隣接する市道から進入する計画となっております。</p> <p>排水計画については、生活排水は浄化槽を通して西側の市道側溝へ、雨水は自然浸透及び集水枡から西側市道側溝へ排水する計画となっております。なお、市道側溝への排水管接続と排水同意については、関係課へ申請済みとのことです。</p> <p>申請地周辺の状況については、北側は同意書を取得済みの農地、南側は貸人の農地、東側と西側は宅地となっております。</p> <p>他法令の手続きは、申請人が分家住宅の建築条件を備えていることを、都市計画課で協議済みとのことです。</p> <p>添付書類としては、金融機関の融資見込証明願の写しが提出されており、転用に必要な資金が賄えることを確認しております。</p> <p>土木委員の意見につきましては、「進入路及び排水先の側溝は道路管理課所管のため、意見は特になし」とのことです。</p> <p>以上で第3号議案の説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の池澤副委員長から報告をお願いいたします。
池澤委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、提出を依頼している添付書類が整えば、許可相当と認めました。
議長	はい。続いて、第三事前審査会の竹内委員から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。

議長	はい。続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	案件3と案件4については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問がありましたらお願いします。
委員	(質問なし)
議長	他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	案件1については、「提出を依頼している添付書類が整えば許可相当」との意見を付して、申請書を県知事に送付することに、それ以外の案件については、「許可相当」との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定しますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	そのように決定いたします。
	続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。
	今月は、所有権移転、貸借権、中間管理権、中間管理権一括方式がありますが、すべて一括して審査を行います。
	事務局より議案の説明をお願いします。
谷川主任	①所有権移転からご説明します。議案書は15ページをご覧ください。今月は全体で2件の申請が出されております。
	議案書は16ページをご覧ください。所有権移転の総括表を掲載しております。
	今月は、所有権を移転する者が1人で延べ2人、所有権の移転を受ける者が2人、所有権移転を行う農地は田が17筆で4,164.73m <sup>2</sup> です。
	案件の説明に移ります。議案書は17ページと18ページをご覧ください。
	両案件とも、譲渡人が農業公社の案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。
	案件1は春野町弘岡上、田、9.91m <sup>2</sup> 外11筆、合計1,656.73m <sup>2</sup> を、案件2は春野町弘岡中、田、843m <sup>2</sup> 外4筆、合計2,508m <sup>2</sup> を、高知県農業公社の農地売買等事業により所有権を移転するものです。対象地は公社が土地所有者から買い受け、譲受人に売り渡すもので、11月の第65回農地総会においてご審議いただき、計画が妥当と認められたため、12月1日に公告しております。
	なお、案件1の譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。

また、議案書に記載している金額は、売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額となっております。

①所有権移転については以上です。続いて②貸借権設定の説明に移ります。

議案書は20ページをご覧ください。

今月は全体で32件の申請が出されております。

内訳は、利用権の新規設定が8件、更新設定が24件となっております。

次に、議案書21ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。

まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が35人で延べ36人、利用権の設定を受ける者が17人で延べ36人となっております。

土地の内訳は、田が99筆で $71,135\text{ m}^2$ 、畑が7筆で $7,405\text{ m}^2$ 、合計106筆で $78,540\text{ m}^2$ です。また、設定の内訳を見ますと、新規設定が31筆で $24,412\text{ m}^2$ 、更新設定が75筆で $54,128\text{ m}^2$ となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。

なお、利用権設定の開始日は、全て令和5年2月1日となっております。

議案書は22ページから23ページをご覧ください。

案件2は、仁井田、畑、 $2,427\text{ m}^2$ に、1年間使用貸借権を設定するものです。

なお、備考欄に記載のありますとおり、本件借人は貸人の成年後見人に選任されていることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書は24ページに跨ります案件3は、布師田、田、 $492\text{ m}^2$ 外11筆、合計 $3,934\text{ m}^2$ に、5年間賃貸借権を設定するものです。

案件4は、布師田、田、 $628\text{ m}^2$ 外2筆、合計 $2,240\text{ m}^2$ に、5年間賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書は26ページをご覧ください。

案件6は、布師田、田、 $1,725\text{ m}^2$ 外3筆、合計 $6,394\text{ m}^2$ に、10年間賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書は36ページをご覧ください。

案件24は、春野町弘岡下、田、 $1,565\text{ m}^2$ 外6筆、合計 $5,999\text{ m}^2$ に、10年間使用貸借権を設定するものです。

借人は、農地台帳に登録がないため、耕作計画書の添付があります。耕作計画書によりますと、借人は父母の農地を手伝っておりましたが、父母が高齢になってからは、

自分が全て耕作している状況のため、今回正式に農地台帳への登録を行い、収穫量の増加を図っていく予定であるとのことです。

なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者の内、持分が2分の1を超える方からの同意があることを、事務局にて確認しております。

続きまして、議案書37ページにまたがります案件25は、春野町西分、田、1,173m<sup>2</sup>に、5年間賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書38ページから39ページに跨ります案件29は、春野町仁ノ、登記地目田、現況畠、1,150m<sup>2</sup>に、5年間使用貸借権を設定するものです。

なお、借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請です。

耕作計画書によりますと、借人は過去に3年間農業をしていた経験があり、申請地では野菜を栽培する予定で、一般的な数量の生産を希望しているとのことです。

本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを、事務局にて確認しております。

続きまして、議案書40ページの案件32は、春野町森山、田、421m<sup>2</sup>外1筆、合計1,095m<sup>2</sup>に、2年間使用貸借権を設定するものです。

借人は、農地台帳に登録がないため、耕作計画書の添付があります。耕作計画書によりますと、借人は妻の親戚の農地を手伝っておりますが、今後は農業に従事し、徐々に農地の拡大もしていきたいと考えている、とのことです。

②貸借権設定については以上です。続いて、③中間管理権設定の説明に移ります。議案書は42ページをご覧ください。

今日は全体で1件の申請が出されております。

内訳は、利用権の新規設定が1件となっております。

次に、議案書43ページに、総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。

まず、表の上段をご覧ください。今日は、利用権を設定する者が1人で、利用権の設定を受ける者が1人となっております。

土地の内訳は、田が2筆で1,443m<sup>2</sup>です。また、設定の内訳につきましては、新規設定が2筆で1,443m<sup>2</sup>となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。

それでは、案件の内容についてご説明します。議案書は44ページをご覧ください。

案件1は、介良乙、田、1,000m<sup>2</sup>外1筆、合計1,443m<sup>2</sup>を、5年間公社が借り受けたという、賃貸借権の設定です。筆毎に貸付予定者は異なりますが、それぞれ現地で水稻を栽培する予定とのことです。

なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局にて確認しております。

③中間管理権設定については、以上です。続いて④中間管理権設定・一括方式の説明に移ります。議案書は 46 ページをご覧ください。

今月は全体で 4 件の申請が出されており、内訳としましては、利用権の新規設定が 3 件、更新設定が 1 件となっております。

まず、農地中間管理権設定の一括方式についてご説明します。土地の所有者から中間管理事業者、すなわち公社への貸借については、農業経営基盤強化促進法の集積計画で行い、公社から最終貸付人への貸借は、県知事による配分計画によって行う、という 2 段階で行っていたものを、農業経営基盤強化促進法の集積計画の中で一括して、1 件の案件として設定することを可能とした制度です。

次に、議案書 47 ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。

表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が 5 人で延べ 8 人、利用権の設定を受ける者が 3 人で延べ 8 人となっております。

土地の内訳は、田が 1 筆で 1,051 m<sup>2</sup>、畑が 3 筆で 3,096 m<sup>2</sup>、合計 4 筆で 4,147 m<sup>2</sup>です。また、設定の内訳につきましては、新規設定が 3 筆で 3,096 m<sup>2</sup>、更新設定が 1 筆で 1,051 m<sup>2</sup>となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。

それでは、案件の内容についてご説明します。議案書は 48 ページをご覧ください。

案件 2 は、春野町弘岡中、登記地目田、現況畠、1,179 m<sup>2</sup>を、3 年間公社が借り受け、3 年間貸し付けるという、使用貸借権の設定です。貸付予定者は現地で野菜を栽培する予定とのことです。

案件 3 は、春野町弘岡中、登記地目田、現況畠、1,043 m<sup>2</sup>を、3 年間公社が借り受け、3 年間貸し付けるという、使用貸借権の設定です。貸付予定者は現地で野菜を栽培する予定とのことです。

案件 4 は、春野町弘岡中、登記地目田、現況畠、874 m<sup>2</sup>を、3 年間公社が借り受け、3 年間貸し付けるという、使用貸借権の設定です。貸付予定者は現地で野菜を栽培する予定とのことです。

以上、更新設定も含めて計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

全ての案件について、本会で計画が妥当なものと決定されると、令和 5 年 2 月 1

	日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。 以上で、第4号議案の説明を終わります。
議長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二、第三、第四事前審査会です。 第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。
森田委員	貸借権設定のうち、案件1の一部と案件2について、計画を妥当なものと認めました。
議長	第三事前審査会の竹内委員から報告をお願いいたします。
竹内委員	貸借権設定の案件1の一部と、案件3から案件23、中間管理権の案件1について、計画を妥当なものと認めました。
議長	次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	所有権移転の案件1と案件2、貸借権設定の案件24から案件32、中間管理権・一括方式の案件1から案件4について、計画を妥当と認めました。
議長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。 他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員長	すべての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	すべての案件について、計画を妥当なものと決定いたします。 第5号議案「農地台帳に登録されている賃借権の消去について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
谷川主任	今月は、全体で1件の申請が出されております。 議案書は別添の1ページをご覧ください。 対象地は、朝倉甲、田、879m <sup>2</sup> について、過去にいわゆる小作権を付けていた土地であり、この土地の調査を行った結果、小作の事実行為がすでないことから、本会でご審議いただいたうえで、農業委員会の職権により、この小作権を消除するものです。
	通常、小作権を含め、賃借権を外す場合には、農地法第18条の合意解約通知、もしくは許可申請が必要となります。一方で長期間において賃借人が耕作した実態も賃借料を支払った事実もなく、賃借人が今後においても耕作を再開する見込みもない場合、農地台帳の正確な整備を行うという法の趣旨のもとで、農地台帳を修正することができます。
	但し、この手続きについては、行政の判断で個人の方が持たれている権利を無効に

することとなりますので、手続きのためには耕作の実態調査、意向調査を入念に行う必要があります。

それでは、調査の結果等についてご説明いたします。

今回の経過は、「2. 経過」に記載されておりますとおり、「令和4年10月19日に行政書士が当該土地を売却するに当たり調査をしたところ、小作権が設定されていることが分かり、賃借人について賃貸人の娘である現所有者に尋ねたが心当たりがないとのことで、委員会で調査をしてほしい」との申出があつたものです。

所有者に聞き取りした内容については、資料2ページの聞取書をご覧ください。

「当該土地については、昔から田として使用しており、45年前から祖母が一人で耕作していた。別の人に入ったのを見たことがなく、祖母が年をとって父が耕作するようになってからも賃借人からの借地料の振込は一度もなく、小作人の記録がある事実は祖母及び父から聞いたことはない。また、賃借人について全く知らない。」とのことです。

以上の経過を踏まえ、事務局で調査をした内容については、資料1ページに戻っていただき、「3. 調査結果」をご覧ください。

小作地台帳の記載内容については、四角で囲んだ内容となっており、賃貸人については亡くなられており、資料3ページの登記事項証明書のとおり、現在は令和3年12月23日に賃貸人の娘が相続しております、現地で水稻栽培を行っているとのことです。

また、賃借人については住所の記載がされておらず、農地台帳にも登録がないことから、戸籍等による調査は困難で、過去の紙台帳を探してみましたが該当者は見つかりませんでした。

また、担当区域の推進委員に事情を説明し、ご意見をお聞きした内容について、「4. 農地利用最適化推進委員の意見」に記載しております。

「賃借人については知らず、対象地については、先代の頃から機械作業を手伝っており、今年も手伝った。」とのことで、「小作の経緯については知らないが、所有者が耕作をしており、借賃の支払いもないのであれば、貸借は消滅していると考えられるのではないか。」とのことでした。

今回の土地については、小作地台帳に登載された経緯や借人住所が不明であること、また、所有者が耕作し続けており、小作料の受取もないことから、小作の実態は消滅していると考えられます。

以上のことから、本会でご審議のうえ、小作地台帳の消除について認められれば、農地法第52条の2第3項の規定に基づき、農地台帳の賃借権について修正を行うこととなります。

	<p>以上で、第5号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第5号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一事前審査会です。</p>
池澤委員	<p>第一事前審査会の池澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
議長	<p>該当の案件については、すでに貸借の実態が消滅していると思われるため、貸借権の抹消を妥当と認めました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。ただちに審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委員	(意見なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員	農地台帳の貸借権を抹消することに、ご異議ありませんか。
議長	(異議なし)
谷川主任	農地台帳の貸借権を抹消することに決定いたします。
	議案外の報告を事務局より一括してお願ひします。
	議案外の案件について、まとめてご報告いたします。
	まず、①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議案書は、51ページをご覧ください。
	今月は10件の届出が出されております。地区の内訳は、朝倉と春野が混在したものが1件、鏡が1件、五台山が1件、高須が1件、布師田が1件、一宮が1件、春野が4件となっております。届出の内容につきましては、議案書52ページから58ページをご覧ください。
	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、60ページをご覧ください。
	今月は4件の届出が出されており、地区の内訳は朝倉が1件、秦が1件、一宮が1件、大津が1件となっております。
	届出の内容につきましては、議案書61ページから62ページをご覧ください。
	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書は、64ページをご覧ください。
	今月は15件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が5件、旭が1件、初月

が 2 件、鴨田が 1 件、長浜が 1 件、高須が 2 件、一宮が 3 件となっております。届出の内容につきましては、議案書 65 ページから 69 ページをご覧ください。全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書は 71 ページをご覧ください。

今月は 14 件の通知が出されており、地区の内訳は朝倉が 1 件、介良が 1 件、春野 12 件がとなっております。

届出の内容につきましては、議案書 72 ページから 79 ページをご覧ください。

なお、議案書 73 ページの案件 4 が、第 1 号議案の案件 10 と関連案件となっております。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局長専決処理により通知を受理しております。

続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。

議案書は 81 ページをご覧ください。

今月は 14 件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、三里が 2 件、長浜が 1 件、一宮が 1 件、大津が 3 件、春野が 7 件となっております。

証明願の内容につきましては、議案書 82 ページから 84 ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員及び事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、農地総会での審議は不要と判断されましたので、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。

続きまして、⑥農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による転用であることの証明の件についてご報告いたします。議案書は 86 ページと 87 ページをご覧ください。今月は 1 件の証明願が出されており、地区の内訳は一宮となっております。

当該案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員及び事務局にて現地確認を実施し、則 29 条の規定による証明書の交付条件を満たしていると判断されましたので、事務局長専決処理により、証明書を交付しております。

続きまして、⑦農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件についてご報告いたします。議案書は 89 ページをご覧ください。

今月は、1 件の 3 条許可申請取下願が出されており、地区は旭となっております。取下願の内容につきましては、議案書 90 ページをご覧ください。

本案件は、先月の農地総会に関連しておりまして、当初 5 筆の申請でしたが、農地

	への復元が困難である土地について取下願が出されたもので、令和4年12月2日付で取下願が出され、同日付で受理しております。
	続きまして、⑧農業経営基盤強化促進法の申請取下・取消・訂正処理の件についてご報告いたします。議案書は92ページをご覧ください。
	今月は1件の取下願が出されており、地区は大津となっております。
	取下願の内容につきましては、議案書93ページから95ページをご覧ください。
	本案件は賃借条件が折り合わなかったことから、取下願が出されたもので、令和4年12月12日付で取下願が出され、14日付で受理しております。
	以上で、議案外報告を終わります。
議長 中島（正）委員	議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願ひいたします。すみません。教えてください。56ページの農地法の3条の3相続による権利移動という件です。地目「山林」というのがあります。これもやっぱり農地法にかかってきますか。
竹内係長	農地法では、現況主義をとっておりますので、現況が田畠である場合につきましては登記地目によらず、届け出の対象になります。
中島（正）委員	ということは、現況というのはどこまでとしますか。
竹内係長	農業委員会の農地台帳にそう載つておるということで、我々農業委員会がチェックをするという形にはなるのですけれども、実際のところを言いますと、高知市の資産税課の課税台帳の方から毎年データを突合して、更新しておりますので、資産税課の課税台帳で現況が畠になっておりまして、それを農業委員会が取り込みをいたしましたら農地台帳の現況地目が畠に変わるという流れです。
中島（正）委員	その段階で地目を課税の現況によって判断するということですね。
竹内係長	そうなってきますね。必ずしも課税の地目がこうだから、それに農業委員会が追認しないといけないというわけではないのですけれども、実際の作業の中ではデータを取ってきて流し込んでという形になり、それがそのまま入ってくるということです。
中島（正）委員	はい。わかりました。
議長	よろしいでしょうか。他に質問・ご意見はありませんか。
西本委員	質問ですけど、議案外報告の①というところですが、地区別のところに朝倉9筆と見ましたけど、数えても9筆もないと思いますが。
竹内係長	これは朝倉地区の案件が、案件9で1件出ておりますよ、ということでございます。57ページをご覧いただきますと、この分は朝倉と春野弘岡にも跨っている案件でございますので、地区別の申請一覧を見ていただきますと、9という数字は、朝倉と弘岡上にも、それから弘岡下にも、3か所に出てきております。これは案件9がこの3か

	所の地図に跨っておりますということです。
西本委員 竹内係長	分かりました。相続された土地がその地区の筆になっているということですね。 そうですね。
西本委員 竹内係長	他の地区的筆でも出てくるということですね。
	そうですね。これは筆で見ておりますので、その相続された人、その方がどこにおられるかでは見ておりませんけれども。
西本委員 議長 委員 議長	わかりました。 他にご質問はないでしょうか。 (意見なし) ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。
事務局報告 議長 永野次長	事務局からの連絡がありましたら、お願いします。 (令和4年度今後のスケジュール(案)について資料に基づき説明) 事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問はないでしょうか。 (意見なし) ご意見・ご質問がないようですので、事務局からの連絡を終わります。
次回農地総会 議長	次回の農地総会は2月8日(水)を予定しております。
閉会 議長	(議長 上田 博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時20分)) 以上で本日の農地総会を終了いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 5年 2月 8日

議長

上田 博

議事録署名委員

加藤孝幸

議事録署名委員

久保 美男

議事録作成者

川澤 里奈